

議案第23号

三朝町国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年3月3日

三朝町長 吉田秀光

三朝町国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町国民宿舎事業の設置等に関する条例（昭和41年三朝町条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設置) 第1条 国民の健全な休養宿泊施設を提供	(設置) 第1条 国民の健全な休養宿泊施設を提供

し、もってその保健衛生の向上と、三朝町観光事業の振興に寄与することを目的として、国民宿舎事業を設置する。

(名称及び位置)

第2条 国民宿舎事業の用に供するため、国民宿舎を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
ブランナールみ ささ	三朝町大字三朝388番地1

(地方公営企業法の一部適用)

第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、国民宿舎事業に法の財務規定等を適用する。

(経営の基本方針)

第4条 国民宿舎事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営するものとする。

し、もってその保健衛生の向上と、三朝町観光事業の振興に寄与することを目的として、町に国民宿舎事業を設置する。

(組織)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第7条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第8条の2の規定に基づき、国民宿舎事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定に基づき、国民宿舎事業の管理者の権限を行う町長の権限に属する事務を処理させるため、国民宿舎ブランナールみささを置く。

(法の適用)

第3条 法第2条第3項の規定に基づき、国民宿舎事業に法の規定の全部を適用する。

(経営の基本)

第4条 国民宿舎事業は、温泉の大衆利用化と健全な休養宿泊施設としての役務を提供するため、能率的かつ経済的な運営を行う。

2 国民宿舎事業の用に供する施設は、次のとおりとする。

施設の名称	所在地	収容定員
-------	-----	------

三朝町宮国 民宿舎 ランナール みささ	三朝町大字三朝388番 地1	宿泊 175 人 休憩 566 人
------------------------------	-------------------	----------------------------

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない国民宿舎事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格)が700万円以上の不動産又は動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の借入れ若しくは譲渡とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 国民宿舎事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき、条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が10万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が10万円以上のものとする。

(業務状況の説明書類の作成)

第8条 町長は、法第40条の2第1項の規定に基づき、業務の状況を説明する書類を前期分(4月1日から9月30日までのもの)については11月30日まで、後期分(10月1日から3月31日までのもの)については5月31日までに作成するものとする。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない国民宿舎事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格)が700万円以上の不動産又は動産の買入れ、又は譲渡(土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 法第40条第2項の条例で定めるものは、国民宿舎事業の業務に関する負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が10万円以上のもの並びに町がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁で重要又は異例なもの並びに法律上町の業務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が10万円以上のものとする。

(業務状況の説明書類の提出)

第8条 法第40条の2第1項の規定による、国民宿舎事業に関する業務の状況を説明する書類の提出は、前期分(4月1日から9月30日までのもの)については11月30日まで、後期分(10月1日から3月31日までのもの)については5月31日までに行うものとする。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、国民宿舎事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項

3 天災その他の事故により、第1項に定める期限までに同項の書類を作成することができなかつた場合においては、その事故が終了した後速やかに作成しなければならない。

(指定管理者)

第9条 国民宿舎の管理及び運営に関する業務は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、これを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第10条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 国民宿舎の利用の許可に関する業務

(2) 次条第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務

(3) 国民宿舎の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、国民宿舎の運営に関して町長が必要と認める業務

(利用料金)

第11条 国民宿舎の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として收受させる。

2 前項の利用料金の額は、指定管理者が定

る。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、国民宿舎事業の経営状況を明らかにするため必要な事項

3 天災その他の事故により、第1項に定める期限までに同項の書類を提出することができなかつた場合においては、その事故が終了した後速やかに提出しなければならない。

<p><u>めるものとする。</u></p> <p><u>(呼称)</u></p> <p><u>第12条 指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得て国民宿舎の呼称を定めることができる。</u></p> <p><u>2 町長は、前項の規定による承認をしたときは、これを告示するものとする。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。</u></p>	<p><u>(委任)</u></p> <p><u>第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、法第10条の規定に基づく国民宿舎事業管理規程で定める。</u></p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の三朝町国民宿舎事業の設置等に関する条例（以下「新条例」という。）第9条第1項の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に、この条例による改正前の三朝町国民宿舎事業の設置等に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(三朝町表彰条例の一部改正)

- 4 三朝町表彰条例（昭和29年三朝町条例第52号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
第3条 功労表彰は、次の各号の <u>いずれかに</u>	第3条 功労表彰は、次の各号の <u>1</u> に該当す

<p>該当する者に対してこれを行う。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 副町長（地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第2項に規定する助役を含む。以下同じ。）及び教育長の職にあつて、満20年以上在職した者</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>第5条 善行表彰は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者に対してこれを行う。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 副町長及び教育長の職にあつて、満10年以上在職した者</p> <p>(4)～(8) 略</p>	<p>る者に対してこれを行う。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 副町長（地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第2項に規定する助役を含む。以下同じ。）<u>、国民宿舎事業管理者</u>及び教育長の職にあつて、満20年以上在職した者</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>第5条 善行表彰は、次の各号の<u>1</u>に該当する者に対してこれを行う。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 副町長<u>、国民宿舎事業管理者</u>及び教育長の職にあつて、満10年以上在職した者</p> <p>(4)～(8) 略</p>
---	---

(三朝町情報公開条例の一部改正)

5 三朝町情報公開条例（平成11年三朝町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、水道事業管理者及び議会をいう。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があつた場合は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、水道事業管理者<u>、国民宿舎事業管理者</u>及び議会をいう。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があつた場合は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲</p>

<p>げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されているときを除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 実施機関（<u>町長及び水道事業管理者</u>を除く。）並びに議会の委員会、町の執行機関の附属機関及び専門委員その他これらに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る審議資料、議決事項、会議録等に記載されている情報であって、公にすることにより当該合議制機関等の公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため、当該合議制機関等が議決等によりその全部又は一部について公にしないこととしたもの</p>	<p>げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されているときを除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 実施機関（<u>町長、水道事業管理者及び国民宿舎事業管理者</u>を除く。）並びに議会の委員会、町の執行機関の附属機関及び専門委員その他これらに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る審議資料、議決事項、会議録等に記載されている情報であって、公にすることにより当該合議制機関等の公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため、当該合議制機関等が議決等によりその全部又は一部について公にしないこととしたもの</p>
---	---

（三朝町個人情報保護条例の一部改正）

- 6 三朝町個人情報保護条例（平成12年三朝町条例第30号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、水道事業管理者及び議会をいう。</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、水道事業管理者、<u>国民宿舎事業管理者</u>及び議会をいう。</p> <p>(2)～(4) 略</p>

（三朝町職員定数条例の一部改正）

- 7 三朝町職員定数条例（昭和28年三朝町条例第7号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中号の細目に下線が引かれた号の細目（以下この項において「削

除号細目」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除号細目を除く。以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) 公営企業 <u>(水道事業)</u> の職員 <u>6人</u>	第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) 公営企業の職員 <u>16人</u> ア <u>水道事業の職員 6人</u> イ <u>国民宿舎事業の職員 10人</u>
2 略	2 略

(三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

8 三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和45年三朝町条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第38条第4項の規定に基づき、法第15条第1項に規定する企業職員(三朝町水道事業の設置等に関する条例(昭和43年三朝町条例第10号)第3条第2項に規定する水道課の職員に限る。以下「企業職員」という。)の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第38条第4項の規定に基づき、法第15条第1項に規定する企業職員(三朝町水道事業の設置等に関する条例(昭和43年三朝町条例第10号)第3条第2項に規定する水道課の職員及び三朝町 <u>国民宿舎事業の設置等に関する条例(昭和41年三朝町条例第30号)第2条第2項に規定する国民宿舎ブランナールみささの職員</u> に限る。以下「企業職員」という。)の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

(三朝町営国民宿舎プランナールみささ運営審議会条例及び三朝町営国民宿舎プランナールみささ使用料及び手数料徴収条例の廃止)

9 三朝町営国民宿舎プランナールみささ運営審議会条例（昭和41年三朝町条例第32号）及び三朝町営国民宿舎プランナールみささ使用料及び手数料徴収条例（昭和38年三朝町条例第23号）は、廃止する。

(三朝町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

10 三朝町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年三朝町条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
別表（第2条、第6条関係）			別表（第2条、第6条関係）		
区分	報酬の額	内国旅行の旅費	区分	報酬の額	内国旅行の旅費
略		略	略		略
略	略		略	略	
町立み ささ図 書館協 議会委 員			町立み ささ図 書館協 議会委 員		
			国民宿 舎ブラ ンナー ルみさ さ運営 審議会 委員		
略			略		
略			略		

